

## 第14回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 概要

日 時：令和元年7月3日（水）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎第3号館11階 特別会議室

出席委員：山内委員長、酒井委員長代理、稲垣委員、浦郷委員、加藤委員、駒井委員、志村委員、住野委員、松田委員、三浦委員、三澤委員、水野委員

議事次第に沿って、事務局からの資料の説明後、意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下の通り。

- 各フォローアップ指標は概ね改善されているが、平成30年の人身事故件数は平成29年と比べて増えており、今後更なる分析や方策の検討が必要。また、各フォローアップ指標の改善が安全性向上目標の達成にどの程度寄与しているかについても分析が必要。
- 軽井沢スキーバス事故以来、運行管理は厳しくなっているが、健康起因事故の対策の観点から、運転者の日常の健康管理について、運行管理と連携して管理する方策を検討すべきである。
- 運賃・料金制度の実態調査については、前回よりも事業者の回答率が上昇しているものの、回答していない事業者は法令を遵守していない可能性があることを認識すべき。
- 運賃料金の上昇の要因の一つとして、バス運転者の配置基準が厳しくなったことがある。今後、バスの運転に係る安全技術の発展に伴い、運転者への負荷が軽減される場合があることも踏まえ、配置基準についても見直しを検討すべき。
- 軽井沢スキーバス事故については、運転者の労務管理に問題があったことから、運転者の労働環境についてもフォローアップが必要。
- 貸切バスの労働環境や賃金が改善された結果、運転者が乗合バスから貸切バスへと流出するケースが見受けられる。乗合バスも減便・退出を防ぐために運転者の労働環境や賃金の改善策を講じる必要があるのではないか。
- 適正化機関の巡回指導について、各地域の適正化機関で蓄積された知見の共有を図るため、定期的に全国の適正化機関が集まって意見交換を行う場が必要。
- 国交省HPに掲載されている貸切バス事業者の安全情報は、利用者にとって有益であることから、当サイトの周知及び活用方法について検討すべき。

以上